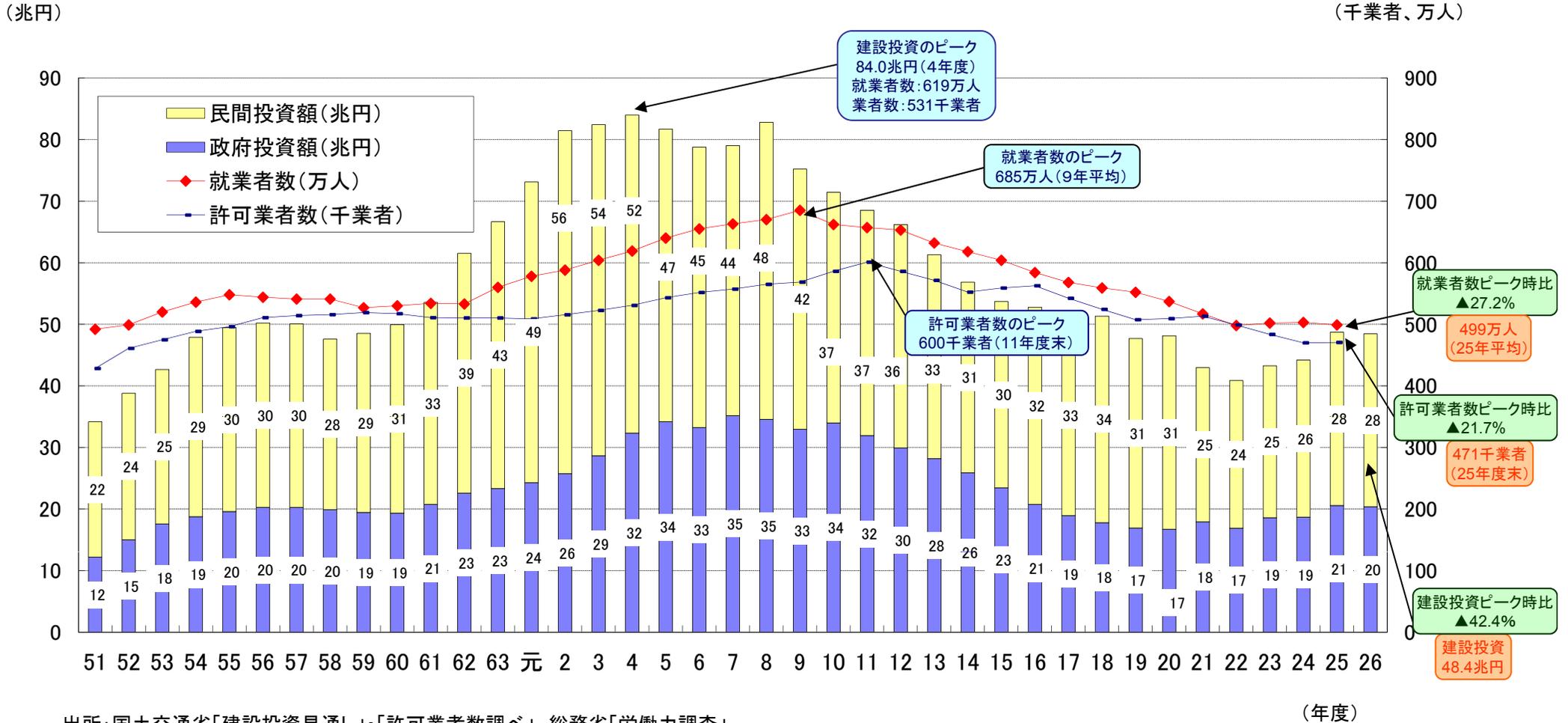


# 建設産業の現状と最近の取組について

---

# 建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の4年度：約84兆円から22年度：約41兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、26年度は約48兆円となる見通し（ピーク時から約42%減）。
- 建設業者数（25年度末）は約47万業者で、ピーク時（11年度末）から約22%減。
- 建設業就業者数（25年平均）は499万人で、ピーク時（9年平均）から約27%減。



出所：国土交通省「建設投資見通し」・「許可業者数調べ」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については平成23年度まで実績、24年度・25年度は見込み、26年度は見通し

注2 許可業者数は各年度末（翌年3月末）の値

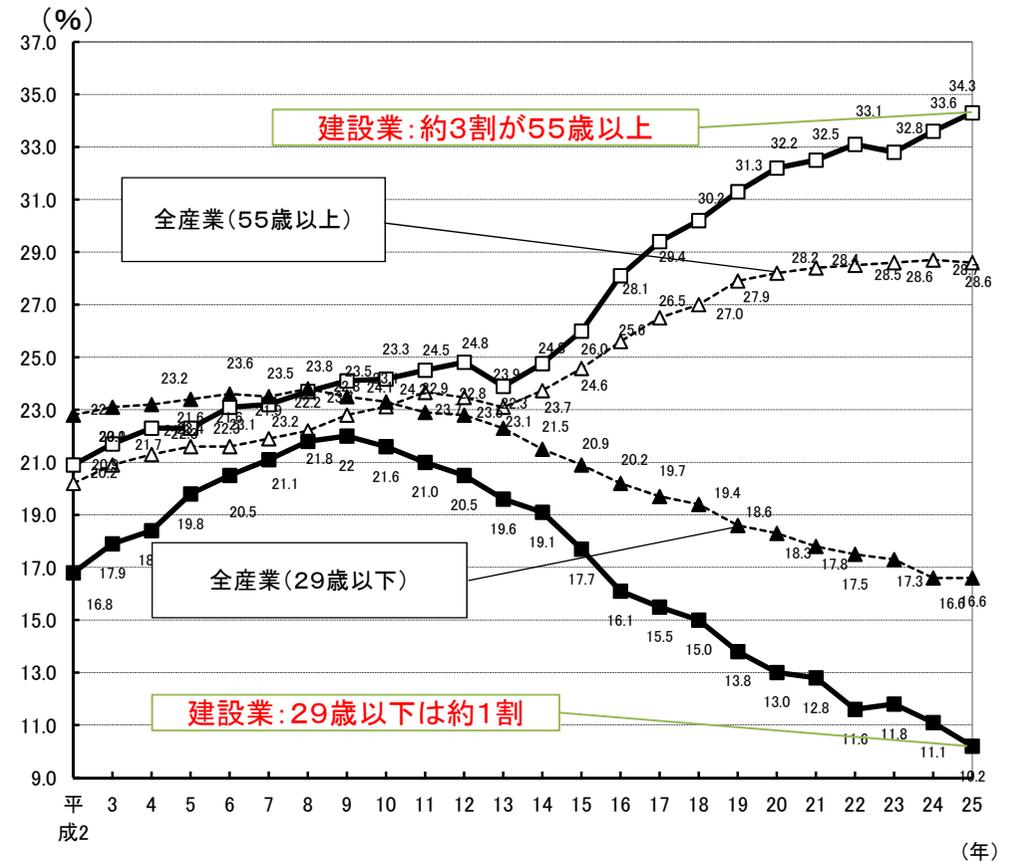
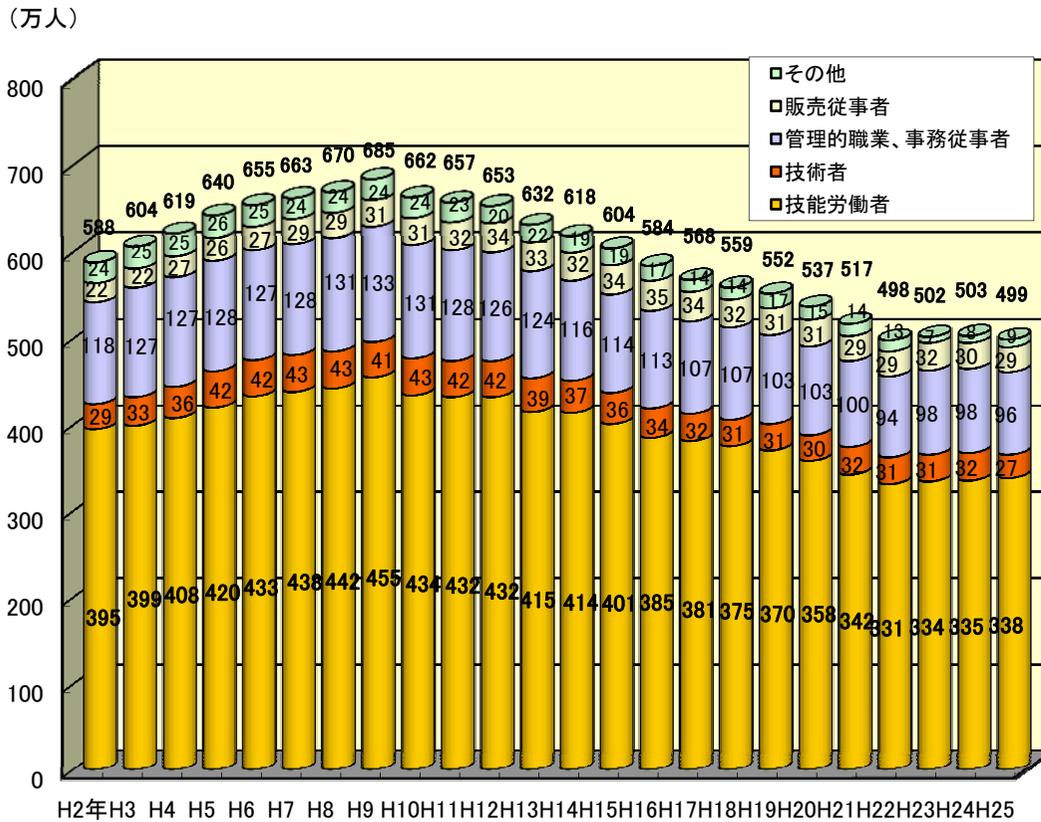
注3 就業者数は年平均。平成23年は、被災3県（岩手県・宮城県・福島県）を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

## 技能労働者等の減少

- 建設業就業者： 685万人(H9) → 499万人(H25) ▲ 186万人(▲27%)
- 技術者： 41万人(H9) → 27万人(H25) ▲ 14万人(▲34%)
- 技能労働者： 455万人(H9) → 338万人(H25) ▲ 117万人(▲26%)

## 建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が約34%、29歳以下が約10%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。  
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち平成24年と比較して55歳以上が約11万人増加、29歳以下が約5万人減少(平成25年)



出所：総務省「労働力調査」(暦年平均)  
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値。)

出所：総務省「労働力調査」

# 高齢者の引退、若年者の入職減

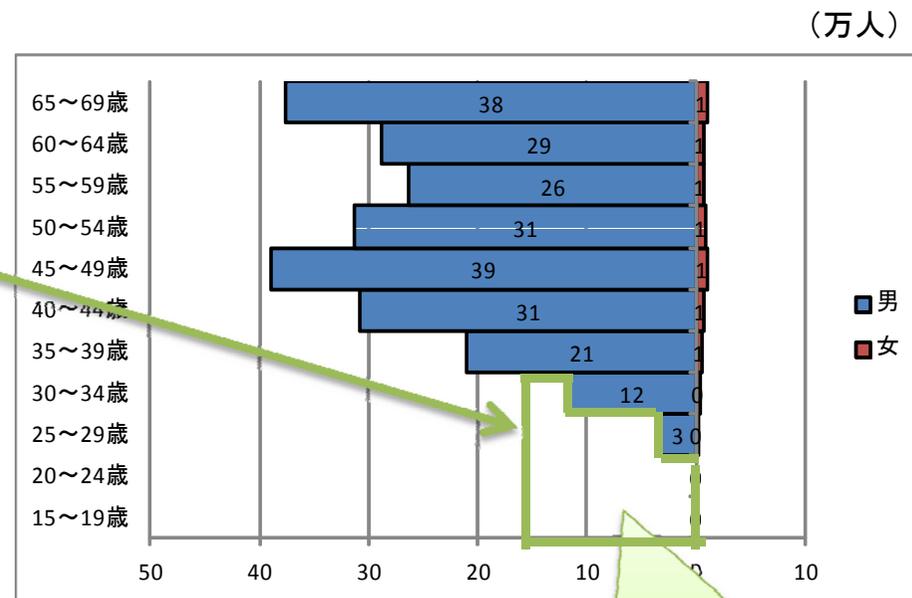
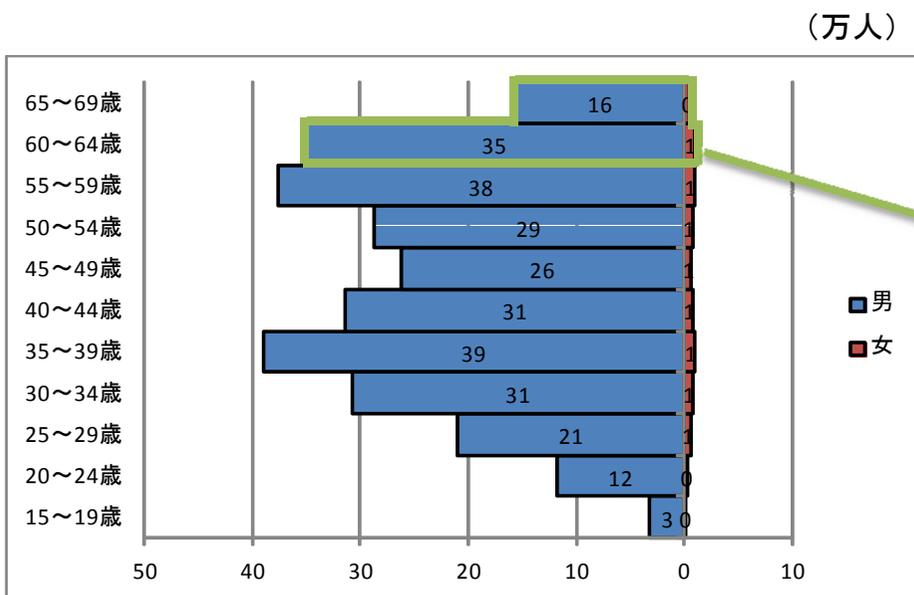
- 現在、**60歳以上**の建設技能労働者等は**52万人**存在し、全体の**約18%**に上ります。
- **今後も**引退による**労働者数の減少は続き**、**10年後**には、大半が**引退**することになります。
- 他の年齢層においても年齢の上昇が見込まれます。→ **若年入職者の確保が課題**です。

※ なお、一定の能力を備えた技能労働者等を育成するためには、職種にはよるものの、概ね10年程度の時間がかかると言われてしています。

平成22年の  
建設技能労働者等の人口ピラミッド



10年後の  
建設技能労働者等の人口ピラミッド  
(想定)

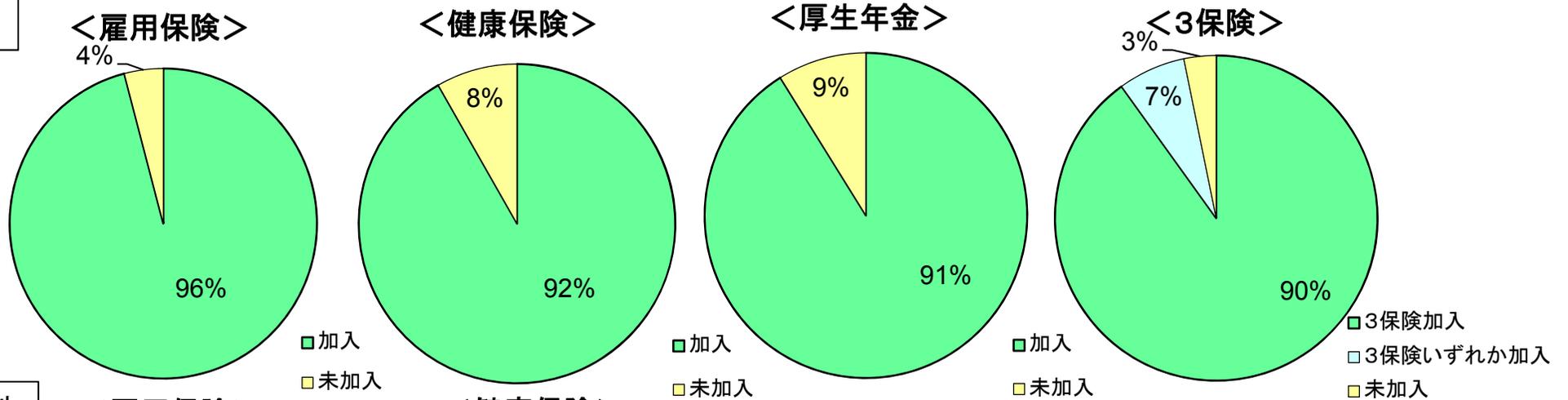


これだけの技能労働者を、  
若年入職で補填しなくてはならない。

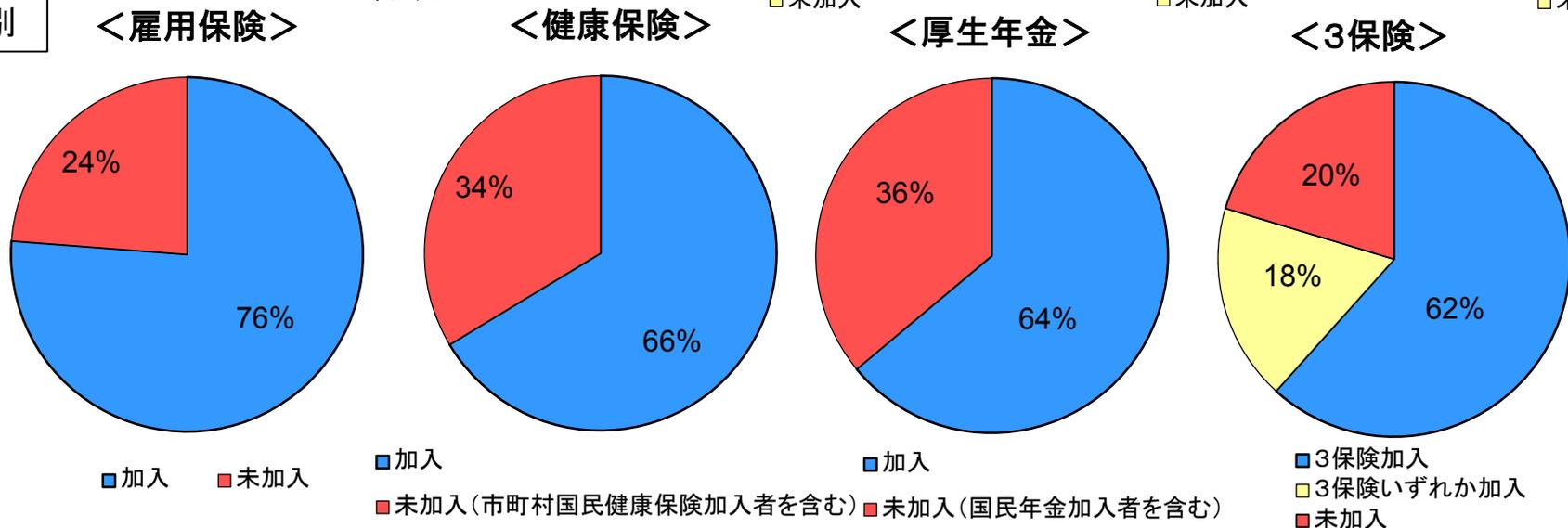
# 社会保険加入状況調査結果について

- 公共事業労務費調査(平成25年10月調査)における社会保険加入状況調査結果をみると、
  - ・ 企業別の加入率は、雇用保険では96% [対前年度比+1.1%]、健康保険では92% [対前年度比+2.6%]、厚生年金保険では91% [対前年度比+2.6%]となっています。
  - ・ 労働者別の加入率は、雇用保険では76% [対前年度比+1.6%]、健康保険では66% [対前年度比+5.2%]、厚生年金保険では64% [対前年度比+4.1%]となっています。

企業別

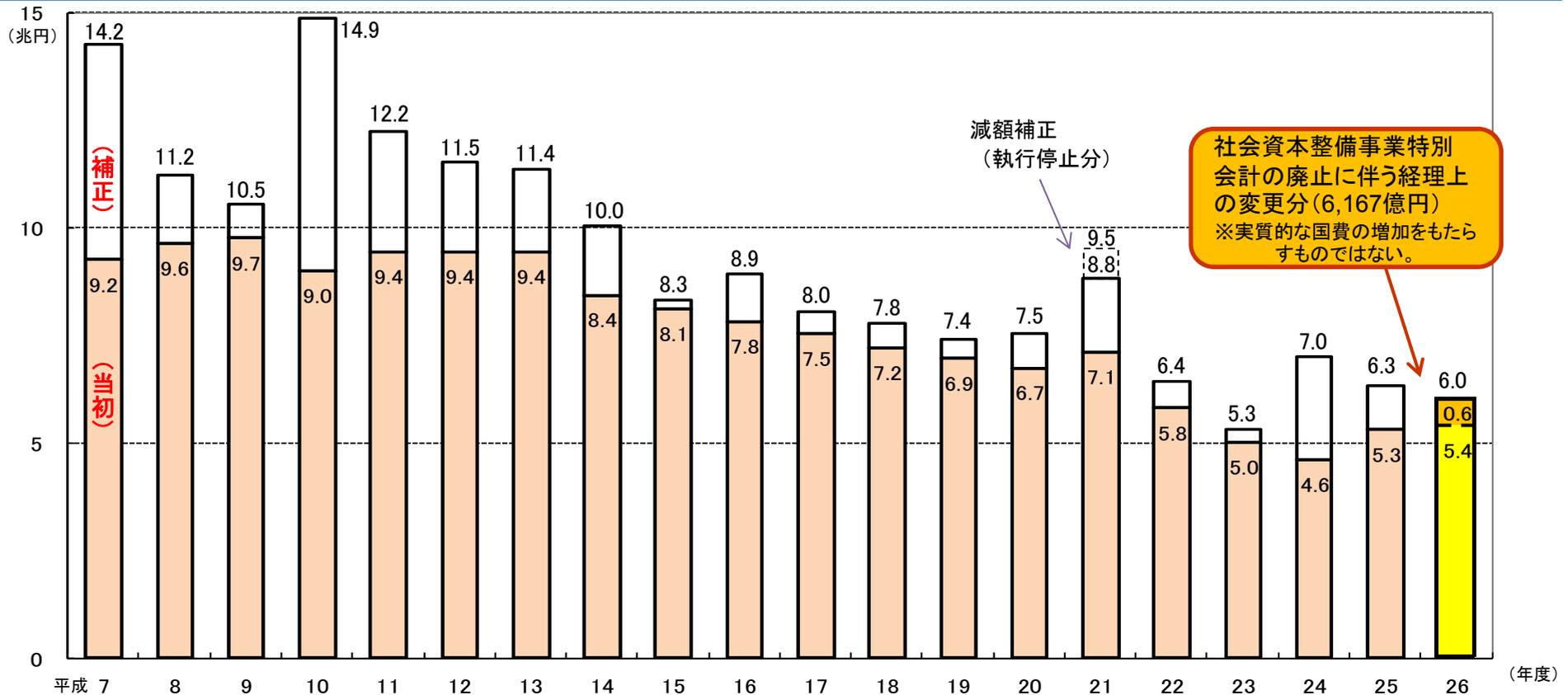


労働者別



# 公共事業関係費(政府全体)の推移

- ピーク時に比べて、公共事業関係費は大幅に削減。(H9年度 9.7兆円 → H26年度 5.4兆円)
- 平成26年度は、社会資本整備事業特別会計の廃止の影響額を除けば、前年度比+1,022億円(+1.9%)である。なお、消費税率引き上げの影響を除けば、ほぼ横ばいの水準である。



※本表  
 ※平成21年度は、平成20年度で特別会計に直入されていた「地方道路整備臨時交付金」相当額(0.7兆円)が一般会計計上に切り替わったため、見かけ上は前年度よりも増加(+5.0%)しているが、この特殊要因を除けば6.4兆円(▲5.2%)である。  
 ※平成23年度及び平成24年度については同年度に地域自主戦略交付金へ移行した額を含まない。  
 ※平成25年度は東日本大震災復興特別会計繰入れ(356億円)及び国有林野特別会計の一般会計化に伴い計上されることとなった直轄事業負担金(29億円)を含む。また、これら及び地域自主戦略交付金の廃止という特殊要因を考慮すれば、対前年度+182億円(+0.3%)である。  
 ※平成23・24・25・26年度において、東日本大震災の被災地の復旧・復興や全国的な防災・減災等のための公共事業関係予算を計上しており、その額は以下の通りである。  
 H23一次補正:1.2兆円、H23三次補正:1.3兆円、H24当初:0.7兆円、H24一次補正:0.01兆円、H25当初:0.8兆円、H25一次補正:0.1兆円、H26当初:0.9兆円  
 (平成23年度3次補正までは一般会計ベース、平成24年度当初以降は東日本大震災復興特別会計ベース。また、このほか東日本大震災復興交付金がある。)  
 ※平成26年度については、社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う経理上の変更分(これまで同特別会計に計上されていた地方公共団体の直轄事業負担金等を一般会計に計上)を除いた額(5.4兆円)と、前年度(東日本大震災復興特別会計繰入れ(356億円)を除く。)を比較すると、前年度比+1,022億円(+1.9%)である。なお、消費税率引き上げの影響を除けば、ほぼ横ばいの水準である。

- 入札不調は、小規模な維持修繕工事など条件の悪い工事を中心に発生しており、25年度の都道府県発注工事の不調発生率は7.6%。
- 再発注時に、ロットの大型化など工夫を行うことにより、ほぼ契約に至っている。

※地方公共団体発注の大型建築工事でいったん不調になったものも、実態を的確に反映して予定価格や工期を見直すことにより、契約が進んでいる。

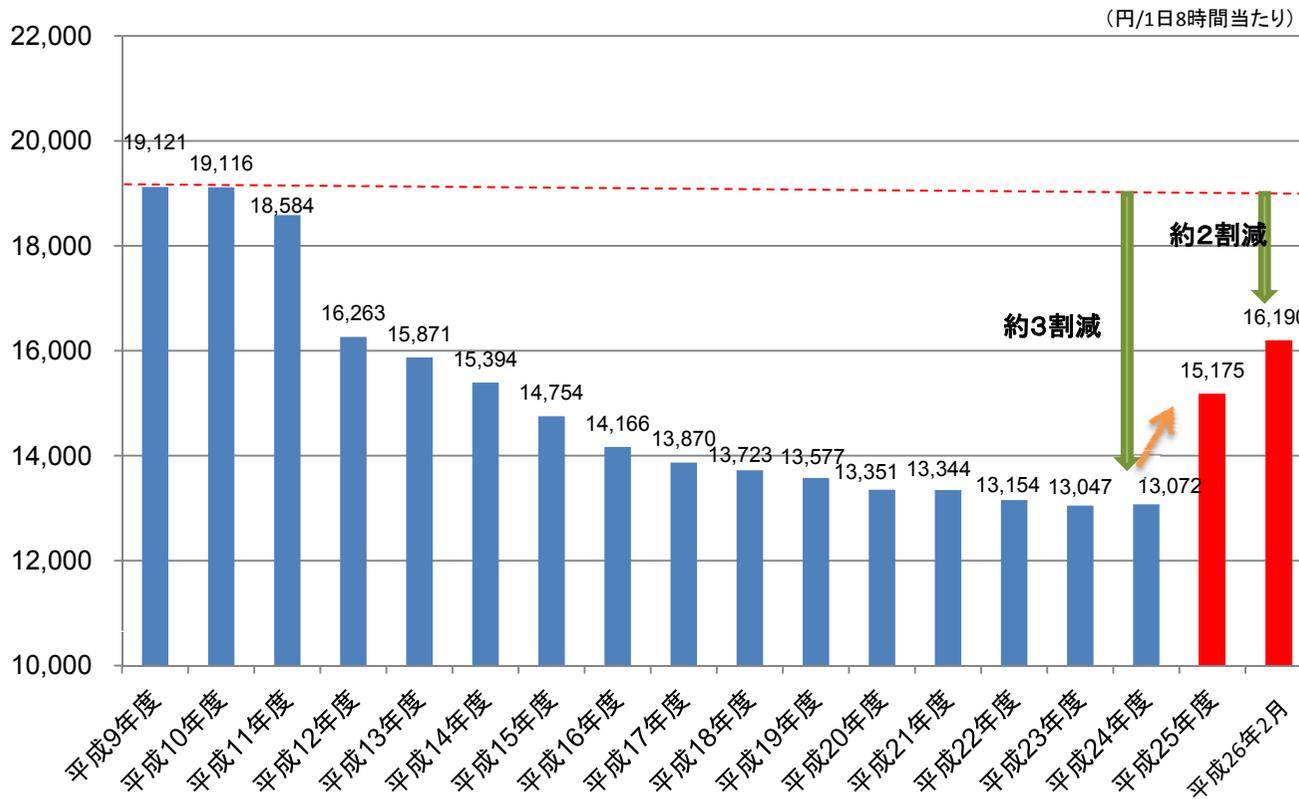
## 【都道府県発注工事(全工種)における入札不調・不落の状況】

	平成24年度	平成25年度
発注件数	110,396件	114,516件
不調・不落件数	5,464件	8,710件
不調・不落発生率	4.9%	7.6%

※ 一部でデータの把握できていないものを除いて算出。

- 公共工事設計労務単価は昨年度2度に亘って計約23%の引上げ(H25.4:約15%引上げ, H26.2:約7%引上げ)を行ったが、最新の単価でピーク時の約8割の水準。
- 現場の賃金水準も上昇しつつあるが、職種・地域によって差があり、全体としてみれば製造業を下回る水準。(建設業 現場従事者 約400万円に対し、製造業 現場従事者 約450万円)

公共工事設計労務単価 全国全職種平均値の推移



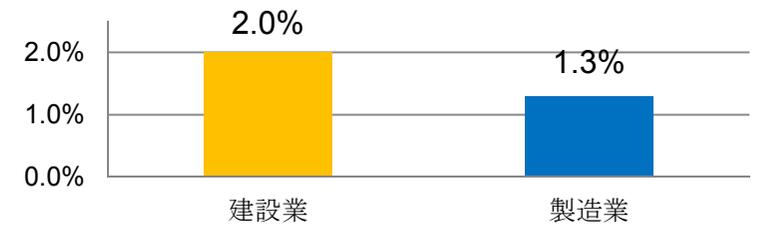
参考: 公共工事設計労務単価(国土交通省)

注1) 加重平均値は、平成25年度の標本数をもとにラスパイレズ式で算出した

注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、

交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した

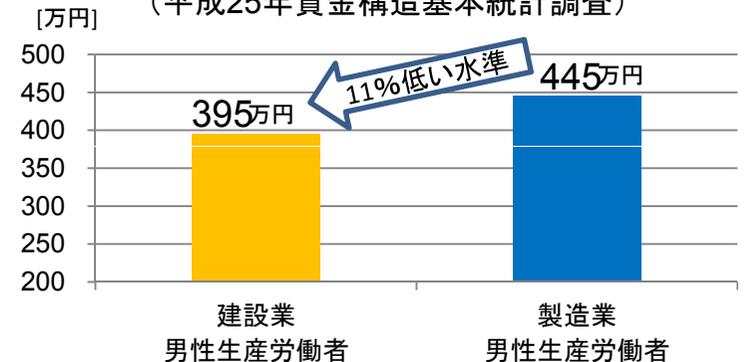
月間所定内給与 前年同月比  
(平成26年6月 毎月勤労統計調査)



なお、平成26年6月における職別工事業(大工・型枠・とび・鉄筋・左官・板金・塗装等)の賞与等は前年同月比95.1%増と高い水準

参考: 毎月勤労統計調査(厚生労働省)

現場従事者の年収額  
(平成25年賃金構造基本統計調査)



参考: 賃金構造基本統計調査(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)(厚生労働省)

年間賃金総支給額=きまって支給する現金給与額×12

十年間賞与その他特別給与額

# 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

➢H26.4.4  
参議院本会議可決(全会一致)  
➢H26.5.29  
衆議院本会議可決(全会一致)  
➢H26.6.4  
公布・施行

## <背景>

- ダンピング受注、行き過ぎた価格競争
- 現場の担い手不足、若年入職者減少
- 発注者のマンパワー不足
- 地域の維持管理体制への懸念
- 受発注者の負担増大

## <目的>インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保

### ☆ 改正のポイントⅠ:目的と基本理念の追加

- 目的に、以下を追加
  - ・ 現在及び将来の公共工事の品質確保
  - ・ 公共工事の品質確保の 担い手の中長期的な育成・確保の促進
- 基本理念として、以下を追加
  - ・ 施工技術の維持向上とそれを有する者の 中長期的な育成・確保
  - ・ 適切な点検・診断・維持・修繕等の 維持管理の実施
  - ・ 災害対応を含む 地域維持の担い手確保へ配慮
  - ・ ダンピング受注の防止
  - ・ 下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の 賃金、安全衛生等の労働環境改善
  - ・ 技術者能力の資格による評価等による 調査設計(点検・診断を含む)の品質確保 等

### ☆ 改正のポイントⅡ:発注者責務の明確化

各発注者が基本理念にのっとり発注を実施

- 担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した 予定価格の適正な設定
  - 不調、不落の場合等における 見積り徴収
  - 低入札価格調査基準や 最低制限価格の設定
  - 計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更 ○ 発注者間の連携の推進 等
- 効果
- ・ 最新単価や実態を反映した予定価格
  - ・ 歩切りの根絶
  - ・ ダンピング受注の防止 等

### ☆ 改正のポイントⅢ:多様な入札契約制度の導入・活用

- 技術提案交渉方式 →民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約
- 段階的選抜方式 (新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う) →受発注者の事務負担軽減
- 地域社会資本の維持管理に資する方式 (複数年契約、一括発注、共同受注) →地元にも明るい中小業者等による安定受注
- 若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査・評価

法改正の理念を現場で実現するために、

- 国と地方公共団体が相互に 緊密な連携を図りながら協力
- 国等が講じる基本的な施策を明示 (基本方針を改正)
- 国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の 運用指針を策定

# ●建設業法等の一部を改正する法律（平成26年6月4日公布）

建設業法・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）  
 ・浄化槽法・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

## 背景

- 近年の建設投資の大幅な減少による受注競争の激化により、ダンピング受注や下請企業へのしわ寄せが発生。
- 維持更新時代の到来に伴い解体工事等の施工実態に変化が発生。

- 離職者の増加、若年入職者の減少等による将来の工事の担い手不足等が懸念
- 維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保が急務

建設工事の適正な施工とその担い手の確保が喫緊の課題

## 概要

### ダンピング対策の強化と建設工事の担い手の確保

①ダンピング防止を公共工事の入札契約適正化の柱として追加【入契法】

②公共工事の入札の際の入札金額の内訳の提出を義務付け、発注者はそれを適切に確認【入契法】

③建設業者及びその団体による担い手確保・育成並びに国土交通大臣による支援の責務を明記【建設業法】

- ▶ 見積能力のない業者が最低制限価格で入札するような事態を排除 ⇒入契法に基づく適正化指針改正
- ▶ 談合の防止
- ▶ 手抜き工事や下請へのしわ寄せを防止
- ▶ 業界による自主的な取組を促進することにより、建設工事の担い手の確保・育成を推進

### 維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保

④建設業の許可に係る業種区分を約40年ぶりに見直し、解体工事業を新設【建設業法】

⑤公共工事における施工体制台帳の作成・提出義務を小規模工事にも拡大（下請金額による下限を撤廃）【入契法】

⑥建設業許可に係る暴力団排除条項を整備(\*)するとともに、受注者が暴力団員等と判明した場合に公共発注者から許可行政庁への通報を義務付け【建設業法】【入契法】

- ▶ 解体工事について、事故を防ぎ、工事の質を確保するため、必要な実務経験や資格のある技術者を配置
- ▶ 維持修繕等の小規模工事も含め、施工体制の把握を徹底することにより、手抜き工事や不当な中間搾取を防止
- ▶ 建設業・公共工事からの暴力団排除を徹底

※許可が不要な浄化槽工事業・解体工事業の登録についても暴力団排除条項を整備【浄化槽法】【建設リサイクル法】

⑦その他、許可申請書の閲覧制度について個人情報を含む書類を除外する等、必要な改正を措置

(\*)公共工事の品質確保の促進に関する法律

品確法(\*)改正等の入札契約制度の改革と一体となって、  
 現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工とその担い手の確保を実現

## 経緯

- ▶ 4/4 参議院本会議可決（全会一致）
- ▶ 5/29 衆議院本会議可決（全会一致）
- ▶ 6/4 公布

## 施行日

- ▶ 公布の日（H26.6.4）に施行（③）
- ▶ H26.9に施行予定（①）
- ▶ H27.4.1に施行予定（②⑤⑥⑦）
- ▶ 公布の日から2年以内に施行（④）

# 公共事業の円滑な施工確保対策<平成26年1月21日決定>

## 公共建築工事の施工確保

- **最新単価適用の徹底**  
予定価格の設定について、入札日直近の最新単価を適用。
- **見積りを活用した単価設定**  
実勢価格との乖離のおそれがある場合に、見積りを取って実勢価格に基づいた単価を採用。
- **スライド条項の適切な設定・活用**  
契約後の資材や労務費の高騰に対応するスライド条項の適切な設定・活用。
- **適切な数量・施工条件等の設定**  
設計図書に基づく数量、施工条件等が実態に合わない場合の見直しを徹底。
- **相談受付の開始**  
新たに公共建築工事の予定価格設定等に関する相談受付を開始（地方整備局等の「公共建築相談窓口」）。

## 予定価格の適切な設定

- **公共工事設計労務単価・設計業務委託等技術者単価の機動的見直し（2月より新単価を適用）**  
最近の労務費の上昇傾向を踏まえ、市場の状況に応じた見直しを実施。  
（※併せて、公共工事設計労務単価の改定に応じて、全国でインフレスライドの適用を実施。）
- **維持修繕工事の歩掛の新設・見直し**  
橋梁補修工（ひび割れ補修、断面修復、表面被覆）など、歩掛の新設や見直しを実施し、平成26年度から適用。
- **歩切りの根絶へ向けた要請**  
地方公共団体等に対し、歩切り根絶へ向けて強く要請。

## 適正な工事採算性の確保

- **各種スライド条項の活用の徹底**  
契約後の資材や労務費の高騰に対応するスライド条項を適切に設定するとともに、受注者からの申請に応じて適切な対応を図るよう周知徹底。
- **資材等の遠隔地調達に対する追加コストの精算払い**  
資材等を遠隔地調達せざるを得ない場合に、工事の設計変更による追加コストの精算払いを実施。

## 人手不足への対応・平準化

- **地域企業の活用に配慮した発注ロットの大型化**  
技術者等の不足状況など、地域の実情等に応じて発注ロットを大型化。
- **主任技術者の兼任要件の緩和（5km→10km）**  
近接した施工場所において主任技術者が兼任して管理できる範囲を、これまでの5km程度から10km程度に緩和。
- **国・地方公共団体の発注見通しを統合して公表**  
地域の実情等に応じて発注見通しを統合し、公表を実施。
- **柔軟な工期の設定**  
受注企業の希望に応じて工期の開始時期を調整するフレックス工期や、工事開始前に労働者確保等の準備を行うための余裕期間（実工事期間の30%かつ3ヵ月以内）の設定を実施。
- **設計変更等における柔軟な運用を実施**  
既契約工事への設計変更による追加などを状況に応じ柔軟に実施。

- 建設投資の急激な減少により、ダンピング受注や下請企業のしわ寄せ等が横行し、離職者の増加、若手入職者の減少といった構造的な問題が発生。
- 復興事業やオリンピック・パラリンピック東京大会による当面の一時的な需要に対応しつつ、2020年以降も見据え、官民一体となって総合的な人材確保・育成策を講じる。

## ＜中長期的視点に立った総合的な人材確保・育成対策の推進＞

### 1. 技能者の処遇改善の徹底

#### ■適切な賃金水準の確保

- 公共工事設計労務単価の適切な設定等

#### ■社会保険等未加入対策の強化

- 直轄工事で、本年8月から元請と一定の一次下請を加入業者に限定

#### ■適切な工期・工程等により計画的な休日取得の実現へ

#### ■ダンピング対策の強化

- 全ての地方公共団体で、最低制限価格、低入札価格調査制度を導入・活用(平成28年度達成を目標)

### 2. 誇り(若手の早期活躍の推進)

- 優秀な若手に技術検定の受験資格を早期に付与
- 若手技術者の登用を促すモデル工事の実施
- 若手技能者を対象とする新たな顕彰制度を創設

### 3. 将来性(将来を見通すことのできる環境整備)

- 防災対策や老朽化対策等の事業の中長期的な見通しの確保
- 公共事業予算の安定的・持続的な確保

### 4. 教育訓練の充実強化

- 富士教育訓練センターの改築等、ハード・ソフト機能の充実強化

### 5. 女性の更なる活躍の推進

- 官民挙げた行動計画を策定
- 女性の登用を促すモデル工事の実施

### 6. 建設生産システムの省力化・効率化・高度化

- 発注者・元請・下請等関係者のパートナーシップのもとで、建設生産のムリ・ムダ・ムラの排除等による建設生産システム全体の生産性向上、関係者の適正な利潤の確保等を図る

#### ① 現場の省力化・効率化

- 新技術・新工法等の開発・活用促進
- 発注見通しの統合、施工時期の平準化、適正工期の設定
- 技術者等の効率的活用

#### ② 重層下請構造の改善

- 行き過ぎた重層化の回避
- 技能者の雇用形態の明確化(常時雇用・月給制・週休2日)
- 適正な元請下請関係の促進

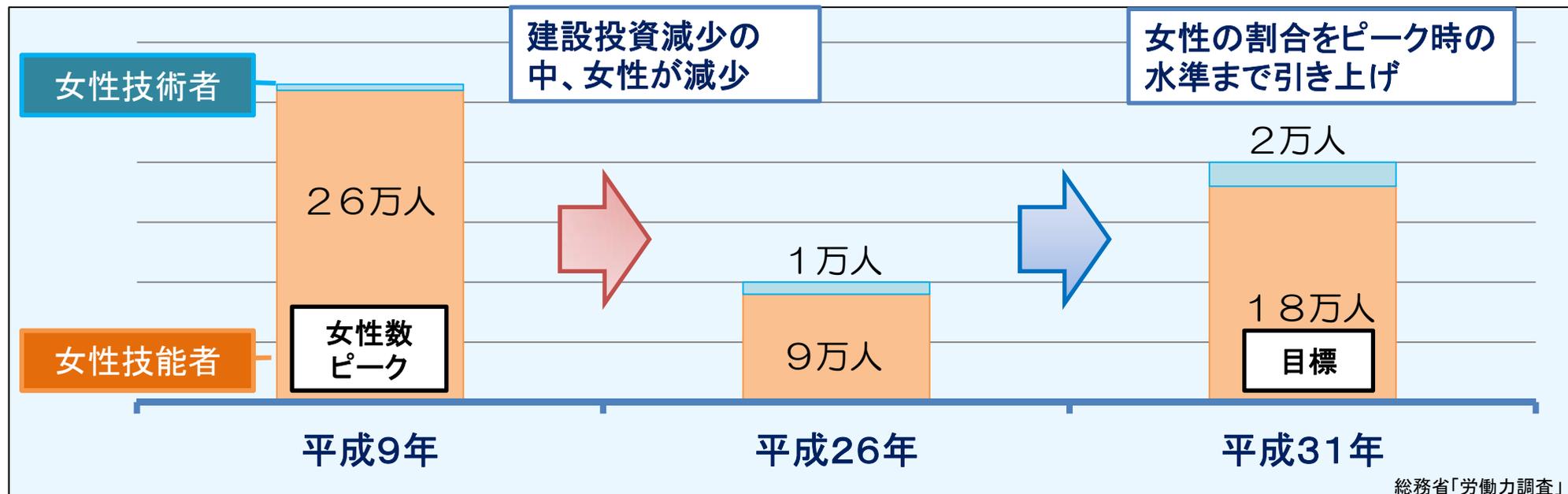
一  
体  
と  
し  
て  
推  
進  
+

## 「今日から行動開始」速やかに実行する主な取組

処遇改善 の徹底	設計労務単価の適切な設定等	○7月に、公共事業労務費フォローアップ調査(サンプル数は約2000工事(例年10月に実施する調査の約15%))を実施し、機動的に賃金動向を把握
	元請等を社会保険等加入業者に限定する措置を開始	○8月から、直轄工事で元請と一次下請(土木3000万円以上)を社会保険等加入業者に限定する措置を開始 ○日建連でも、原則全ての工事で一次下請を加入業者に限定する取組を開始
	ダンピング防止や歩切り対策	○改正品確法の趣旨の徹底のため、最低制限価格すら未制定の自治体から個別要請を開始。 ○一部発注者に残る「安ければいい」という意識を変え、適切なダンピング防止措置を促すため、今夏中に、本省幹部が各地の首長と直接意見交換
若者の 早期活躍	若年技能労働者の顕彰制度を新設	○7月1日に、若年技能労働者の新たな顕彰制度の創設を発表(平成27年度より顕彰開始)
	若手の登用を促すモデル工事等の実施	○直轄工事で、若手技術者の配置を条件とするモデル工事や、技術者の過去の実績要件を大幅に緩和するモデル工事を、今年度から実施拡大
将来性	公共事業予算の安定的・持続的な確保	○平成27年度概算要求において公共事業予算の確保に向けて対応
	地域の守り手が維持・確保される新たな入札契約方式の導入支援	○地方公共団体が行うモデル事業を8月に選定
教育訓練	富士教育訓練センターのハード面の充実	○建替資金に目途がついたことを踏まえ、7月に建替に向けた実行委員会を立ち上げ、年度内に着手
女性の 更なる 活躍	女性の登用を促すモデル工事の実施	○直轄工事で、女性技術者の配置を条件とするモデル工事の第1号案件について、6月より入札手続を開始(7月22日に契約)。以降、準備が整い次第全国各地で随時実施し今年度中に十数件程度を実施予定
	女性の活躍をメディアで発信	○8月に、女性の活躍を積極的にメディアで発信 ・女性が活躍する現場を大臣が現地視察 ・女性技術者・技能者と大臣の対談を企画
	官民挙げた行動計画を策定	○8月に、女性の更なる活躍に向けた「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」を策定
建設生産 システムの 効率化 等	工程管理における受発注者間の連携	○受発注者間での工程表やクリティカルパスの共有化について、7月に、直轄工事が他の発注機関に先駆けてモデル工事で開始。共有の仕組みを自治体へ展開
	地域の実情に応じた発注見通しの統合・公表	○(昨年11月から被災地で開始)順次全国へ展開し、8月に全ブロックで実施
	行き過ぎた重層下請構造の改善	○日建連の会員企業において下請次数目標の設定を今年度中に実施。分野別に目標達成の可能性を検証

# 女性技術者・技能者を5年で倍増

10万人 ⇒ 20万人



	以前	直近	将来
女性技術者	平成10年頃から女性技術者の採用を本格化 (統計上把握可能なのは平成12年以降)	最近は女性技術者も増加 ※大手5社では新卒採用(技術者)の約1割が女性	<b>女性技術者数を過去最高に</b>
女性技能者	以前は今よりも多くの女性技能者が活躍(約6%)	建設投資急減の中、 <u>ピーク時の1/3に減少</u> 。(約3%)	<b>女性技能者の割合を最高比率へ引き上げ(約6%)</b>

# 女性の活躍が、更なる活躍を生む『好循環』へ

(「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」より)

建設業に意欲を持ち、  
入職する女性を増やす

○業界団体が数値目標を設定  
採用や登用を促進

業界挙げて女性の採用や登用を促進

○小・中学校等、学校現場と  
連携したPR

建設業の魅力、  
やりがいを知って  
もらう情報発信



建設業で働き続ける

○女性が働きやすい現場を  
ハード面から環境整備

現場のトイレや更衣室等、現場の  
労働環境の整備（積算上で配慮）

○女性のための教育訓練の充実

富士教育訓練セン  
ターに女性用の宿  
泊棟を整備 等



女性の更なる活躍と向上

○女性技術者の登用を促す  
モデル工事の実施

直轄工事のモデル工事1号案件を7月  
に契約開始  
※年度内に十数件程度を実施予定

○活躍する女性を表彰

建設マスター等で女性を表彰



情報発信

○女性向け情報ポータルサイトを創設

女性に役立つ  
情報を  
一元的に発信



全国に広げる

○女性の活躍に地域ぐるみで取り組む活動を支援

→全国へ展開

企業や団体が、ネットワーク  
で女性の活躍を支える活動を  
支援

